

## ・自治会 LED 防犯灯の設置に対する補助

蛍光灯型の防犯灯 設置費の 2/3 (1 灯当たり上限 20,000 円)

※補助金申請を行い、交付決定通知を受けてから工事着手してください。

※防犯灯の間隔は、原則 50m。

※防犯灯の管理、修繕費の補助はありません。

防犯灯の電気代については、1/3 を自治会に補助します。

## ・除雪費用等の補助

除雪機購入の補助 購入費の 1/2 (上限 250,000 万円)

※対象経費は、除雪機本体、本体カバー、燃料携行缶、運搬手数料

※補助は、1 自治会に 1 台まで

除雪経費の補助 除雪経費の 1/2 (上限は除雪距離 100m 当たり 1,000 円)

※1 自治会に対する補助上限は、1 年度 5 万円

※補助対象となる経費とならない経費の例

対象となる経費	対象とならない経費
除雪作業用機械の借上料	自治会員に支払われる謝礼等
除雪作業用機械の燃料費	飲食に係る経費
除雪作業を委託した場合の委託費	除雪作業器具・用具の購入費
	除雪作業器具等の修理・点検費

## ・平成 31 年消防出初め式について

日時 1 月 6 日 (日曜日)、午前 9 時 30 分 (受付開始) 8 時 50 分

会場 運転免許試験場跡地 (出会いの広場)

## ・総務課代表電話番号の変更について

総務課総務室 37-5861 (自治会長会、地縁団体、文書配布、選挙等)

総務課情報防災室 37-5862 (消防・防災、放送、防犯灯、カーブミラー等)

役場代表電話 37-3111 (どこの課に電話してよいか不明のときなど)

※役場代表電話は、窓口等業務の受託業者が対応します。